

福岡県知事 殿

福岡県個人情報保護審議会  
会長 岡本博志

福岡県個人情報保護条例第6条の規定に係る電子計算組織の結合による個人情報の提供について（答申）

平成22年5月6日22人第175号により諮問のあった福岡県個人情報保護条例（平成16年福岡県条例第57号。以下「条例」という。）第6条第3号の規定に係る電子計算組織の結合による個人情報の提供については、共通事務として下記のとおり適当なものと認めます。

記

事務の名称	インターネットのホームページによる本県退職者の再就職情報の提供事務
事務の目的	外郭団体などからの人的支援の要請に基づき、本県退職者の中から適任者を推薦しているところであり、この再就職における透明性をより一層高めることを目的とする。
識別される個人の類型	本県の推薦により再就職した本県課長級以上の退職者
提供する個人情報の種類	氏名、本県退職時の職名、本県退職年月日、再就職先の団体名・役職名、再就職日
提供の相手方	県民等（インターネット利用者）
個人情報の取扱い	電子計算組織の結合による個人情報の提供について（平成18年3月10日17個保審第6号）の別添の表の「個人情報の取扱い」の項による。ただし、これらの項中（4）及び（6）を除く。